テキサス州内アジア系（非日系）小売店における農水産物プロモーション事業に関する業務委託仕様書

2026 年 11 月
ジェトロ・ヒューストン

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）ヒューストン事務所では、テキサス州内アジア系(非日系)小売店における農水産物プロモーション事業を業務委託する。

記

1．事業目的:

農林水産物・食品の輸出額 2030 年に 5 兆円という政府目標の達成に向け、米国における日本産農林水産物・食品の消費、商流拡大に資する積極的な取り組みが求められる。テキサス州は米国 50 州中第 2 位の経済規模を有する大市場で、近年は日本食・日本文化への人気の高まりから、日本食レストラン軒数が増加している。一方、経済規模に比して日本食市場の広がりにはまだ大いに伸び代がある状況であり、関連ビジネスの拡大に向けて呼び水となる取組が必要である。

いまだ日本食市場拡大の黎明期にあたるテキサス州において、ヒューストン事務所では、2026 年度にテキサス州内のアジア系小売店にて、ソース混合調味料、味噌・醤油、清酒（日本酒）等の試食・プロモーションを実施することを計画している。

2．契約期間:

契約締結日～2027 年 3 月 23 日

3．対象国・地域:

米国テキサス州

4．業務内容:

在テキサス州アジア系（非日系）食品小売店での農水産物プロモーション事業実施

テキサス州のアジア系（非日系）食品小売店にて開催される日本文化・日本食に関する催事にて、農林水産物・食品のプロモーションを行う。品目の選定は小売店及びディストリビューター等と相談の上、決定する。

【形式】

下記 I または II のいずれか:

I. 催事：店舗の屋内外でのプロモーションイベントを実施する、あるいは出展する。催事期間は、2 日間程度とする。

II. 店頭（棚）：店頭の棚に当該品目の商品を陳列し、週末等に試食・試飲を実施する。陳列期間は 1 か月間、4 日間程度の試食・試飲を実施する。

【内容】

① 催事でのプロモーション企画
② 人員の手配
③ 試食・試飲にかかる食材および消耗品の手配
④ 来場者への試食・試飲の実施
⑤ 広報に効果あると思われる施策
⑥ 報告書の作成（記録写真の撮影を含む）

【成果】

・取り組み実施店舗数（実施回数）5

5. 使用言語:

「日本語」及び「英語」

6. 経費支出を認めるもの

・ 会場費、設営費、備品等レンタル費（イベント保険なども含む）
・ ブース出展や催事運営にかかる委託費
・ 試飲・試食にかかる商材および消耗品の購入費
・ メディア関連経費（PR 用動画作成、広告、SNS、インフルエンサー活用、クリエイティブ作成等）
・ 補助要員費
・ 報告書作成等にかかる経費
・ 上記運営にかかる管理費等
・ その他事前にジェトロに相談があり、了承したもの

【留意事項】

・ 販売プロモーション及び試食・試飲に使用する食品は、日本産もしくは日系企業が製造する商品とすること。
・ 通信費・コピー代などの事務経費、交通費については、業務委託料に含むこと。
・ 以下費用は本業務委託の経費支出として認めない。
 - 飲食費（料理デモ等で使用する食材費は除く。）
 - 設備（機械・装置）等の購入、開発・改良、据付等に要する経費

- 1件（個）当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費。また、1件（個）当たりの購入価格が5万円未満であっても、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費。
- ジェトロの他の事業と区分できない経費

7. 支払い方法

業務完了後、請求書に基づき1回払いとする。

8. 留意事項

（1） ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。

（2） 食品およびアルコール飲料の取り扱い、試食・試飲の実施に当たっては、当地の法令・規則を順守すること。

（3） 事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられている。但し、事前に書面ないしは電磁的方法によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託を許可する。

（4） ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出すること。なお、当該資料及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロに帰属する。報告に用いる言語は日本語とする。

（5） 業務完了報告書をジェトロが検収完了した時点で業務委託期間が完了したとみなす。

（6） 事業実施期間中は、ジェトロの担当者との間で必要に応じて連絡を取り、相談、報告を行うこと。

9. その他

万が一事業実施が困難となった場合、双方で相談の上、ジェトロの判断により中止又は延期を決定する。その場合、本業務の一部を既に履行しているときには、契約金額を上限として相当と判断する金額を支払うものとする。

以上